資料１

白井市行政経営改革審議会委員名簿

任期：平成 29 年 5 月 1 日～平成 32 年 4 月 30 日

	氏　　名	区　分	備　　考（主な役職等）
委　員	岩井（いわい）　義和（よしかず）	学識経験を有する者	自治体広報の研究者 日本大学　法学部　准教授
〃	坂野（さかの）　喜隆（よしたか）	学識経験を有する者	行政学の研究者 流通経済大学　法学部　准教授
〃	宗和（そうわ）　暢之（のぶゆき）	学識経験を有する者	政策コンサルタント 有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター部 パートナー
〃	藤井多希子（ふじいたきこ）	学識経験を有する者	大都市郊外における高齢化の研究者 一般社団法人　政策人口研究所　代表理事
〃	片桐（かたぎり）　幸雄（さちお）	市　民	公募市民
〃	伴（ばん）　隆夫（たかお）	市　民	公募市民
〃	本松（もとまつ）　千波（ちなみ）	市　民	公募市民
〃	山本（やまもと）　薫（かおる）	市　民	公募市民

資料２

議題１　行政経営改革審議会の役割について

１　行政経営改革審議会について

(1) 設置目的

- 白井市行政経営改革審議会（以下「行政経営改革審議会」といいます。）は、行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議するために設置された附属機関です。
- 附属機関とは、市民や学識経験者等で構成され、白井市の事務における必要な調停、審査、諮問に対する審議、調査等を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置される組織をいいます。
- 行政経営改革審議会の役割や内容は、白井市附属機関条例別表（資料 3）及び白井市行政経営改革審議会要綱（資料 4）において規定されています。

(2) 所掌事務

- 行政経営改革審議会は、市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査、審議し、答申します。
- また、行政経営改革について市長に意見を述べることができます。
- 市長は、行政経営改革審議会の答申や意見をもとに、判断し、計画や推進に関することについて決定します。

(3) 委員

- 行政経営改革審議会の委員は、4 名の学識経験を有する者（以下「学識経験者」といいます。）と、4 名の市民の計 8 名によって組織されています。
- 学識経験者の委員については、行政学、自治体広報、大都市郊外における高齢化の研究者や政策コンサルタントに依頼しています。
- 市民の委員については、公募により選出しています。
- 市は、専門家の視点や生活者としての市民の視点など、多様な視点により調査審議していただくことを期待しています。
- なお、委員の任期は 3 年間で、任期中は、白井市の非常勤特別職となります。

(4) 会議

- 行政経営改革審議会の運営に際しては、会長及び副会長の役職を置き、委員の互選によって定めます。会長は行政経営改革審議会を代表し、副会長は会長を補佐します。
- また、行政経営改革審議会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定します。
- 会議は、原則公開とし、必要に応じて、委員以外の出席を求め意見及び説明を聞くことができます。

２　行政経営改革審議会の役割について（諮問事項）

- 市は、将来像を「ときめきと　みどりあふれる　快活都市」と定め、その実現を目指し、第５次総合計画（平成２８年度から平成３７年度まで）を策定しています。
- 総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示すための指針です。
- この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本指針として、第５次総合計画との整合性を図った平成２９年度から平成３７年度までの「行政経営指針」を策定しました。
- 行政経営改革審議会の委員については、この白井市行政経営指針に基づき具体的な取り組みの内容、時期、目標を明確にすることで、市の行政経営改革を着実に推進するための「白井市行政経営改革実施計画」の策定に関し、調査審議いただきたい。
- また、計画の推進を図るため、白井市行政経営改革実施計画の評価方法について調査審議をいただくとともに、市の計画の実施状況について外部の視点で評価いただきたい。

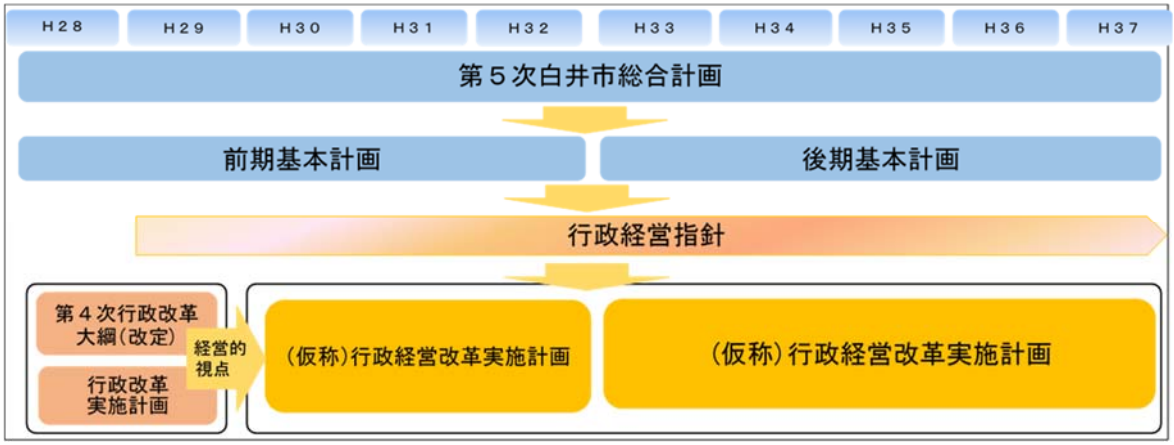

資料３

白井市附属機関条例

平成24年12月28日
条例第24号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第３条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

２　会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第４条　委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第５条　前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

２　専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

３　専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第６条　附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第７条　附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例）

第８条　白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成１１年条例第２号）第２条第１号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例（平成１３年条例第１５号）第２条第２号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第２条第２号に規定する情報をいう。）又は自己情報（白井市個人情報保護条例第１３条第１項に規定する自己の個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

２　諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

３　審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

４　審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（白井市交通安全対策会議の特例）

第９条　第３条第１項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

（白井市都市計画審議会の特例）

第１０条　第３条第１項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則）

第１２条　第８条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（略）

別表（第２条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長		（略）				
	白井市行政経営改革審議会	⑴　行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 ⑵　行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	⑴　学識経験を有する者 ⑵　市民	８　人以内	３年

（略）

資料４

白井市行政経営改革審議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、白井市附属機関条例（平成２４年条例第２４号）第１１条の規定により、白井市行政経営改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の担任する事務）

第２条　審議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。

⑵　行政経営改革について市長に意見を述べること。

（組織及び任期）

第３条　審議会は、委員８人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

２　委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員の半数以上の者から具体的な事案を示して会長に対し招集の請求があったときは、会長は、審議会を招集しなければならない。

５　会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２９年４月７日から施行する。

別表（第３条第２項関係）

委員の構成	委員の定数	備考
学識経験を有する者	４人以内	行政学の研究者 自治体広報の研究者 大都市郊外における高齢化の研究者 政策コンサルタント　など
市民	４人以内	自薦による公募委員　２人以内 無作為抽出による名簿からの公募委員　２人以内

資料５

議題２　これまでの市の行政改革の取り組みについて

１　これまでの行政改革の取り組みの総括

- 市は、昭和６１年１月に「第１次行政改革大綱」を策定して以来、現在の「第４次行政改革大綱」まで、継続して行政改革に取り組んできました。
- この間、事業の見直しや職員定数の削減、指定管理者制度の導入、学校給食調理業務などの民間委託、ＮＰＯなどとの協働事業を進めてきました。
- その結果、平成８年度から平成２７年度までの２０年間の行政改革による効果額の総額は、約３６億円になり、一定の成果をあげてきました。

【主な行政改革の取組み成果例】

取組み項目	成果
職員定数の削減	439 人（平成 15 年）から 413 人（平成 27 年）へ
指定管理者制度の導入	白井駅前センターなど 19 施設に導入
民間業務の委託	給食調理業務、国保窓口業務など民間業務委託
学校の統廃合	白井第一小学校東分校、白井第二小学校平塚分校の廃校
職員手当の見直し	各種職員手当の減額、廃止
市民との協働	35 箇所の都市公園の管理委託

２　行政経営改革の必要性

- 市は、これまで、徹底した経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分や事業の見直しなど、不断の行政改革に取り組み、現行の行政サービス水準を維持してきましたが、長期間、行政改革に取り組んできたため、これまでの考え方や手法では見直しの余地が少なくなっています。
- また、今後直面する人口減少や少子高齢化の進行に伴い、消費の縮小や労働力の減少などの様々な影響が生じることから、歳入が縮小する一方で、高齢化による社会保障費の増加や公共施設等の老朽化による維持管理費の増加により、歳出の増加が見込まれるため、財政状況が厳しくなることが予想されます。
- これらの今までに経験したことのない課題に対応するためには、現行の行政改革の取組みだけでは限界に達しています。
- このため、これまで以上に民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れながら、成果に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組む必要があると考え、平成２７年度から２年間の議論を行い、白井市行政経営指針を策定しました。

【これからの白井市の課題】

	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
少子の進行（年少人口 0 歳から 14 歳）	9,746 人	9,900 人	8,700 人
高齢化の進行（老年人口 65 歳以上）	14,811 人	16,800 人	18,000 人
人口減少	63,227 人	65,500 人	65,200 人
公共施設等の老朽化（建設後 30 年以上を経過した施設の延床面積）	約 57%	－	約 87%

３　行政経営指針

（1）役割と位置付け

- 白井市第５次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、白井市行政経営指針を策定しました。
- 今回の行政経営改革では、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取組みから脱却し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実感できることを目的としています。
- 行政経営指針では、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の３つの基本方針を定め、基本方針の下に項目を設けた上で、それぞれ合計３８の取組項目を設けています。（資料 6）

基本方針１　市民自治のまちづくり
行政経営改革を取り組むことにより、将来にわたって持続可能な街づくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。
1. 市民参加の充実　2. 地域コミュニティづくりの推進　3. 情報共有の徹底と可視化

基本方針２　自立した行財政運営
国や県に依存することのない経営的な視点により自立した行財政運営を目指すとともに、協働の視点に立った行財政運営を目指します。
1. 効率的な行政組織の構築　2. 多様な人材の育成と確保　3. 財源の確保　4. 歳出の抑制
5. 適材適所による事業主体の見直し　6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針３　将来を見据えた公共施設等の最適な配置
公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。
1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

（2）計画期間

- 平成２９年度から３７年度までの９年間とします。ただし、長期的な視点で取組む必要があるものは、次の総合計画の見直しに合わせて検討します。

（3）目標数値

- 目標を明確にしてわかりやすくするため、目標数値を定めています。
- 目標数値は、今後の財政状況の推移や行政経営改革の取組み状況により随時、見直します。

【行政経営指針の目標数値】

年度	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
平成 27 年度	88.6%	2,305,947,756 円	16,585,379,000 円
平成 32 年度	90%以下	20 億円以上	200 億円以下
平成 37 年度	90%以下	20 億円以上	190 億円以下

※目標年度は、平成 27 年度（決算ベース）を基準年度として、第 5 次総合計画の前期基本計画と後期基本計画の最終年度としています。
※市の財政推計では、平成 32 年度の財政調整基金残高は、約 6 億円としています。また、平成 29 年度当初予算編成時での地方債残高は、200 億円を超える見込みです。

（4）推進体制

- 具体的な取組みは、白井市行政経営改革実施計画を策定し実施します。
- 行政経営改革の推進体制は、庁内組織の行政経営戦略会議・職員プロジェクトチーム及び庁外組織の行政経営改革審議会が担います。
- 市は、取組みを広報しろい・ホームページなどを活用し、公表します。

基本方針1　市民自治のまちづくり

		審議会	PT
1 市民参加の充実	① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。		●
	② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。		●
	③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。		●
	④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。(P.5)	●	
2 地域コミュニティづくり	① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。		●
	② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。		●
	③ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。		●
	④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。		●
3 情報共有の徹底と可視化	① 広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。(P.6)	●	
	② 出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。(P.6)	●	
	③ 行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。(P.6)	●	
	④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。		●

基本方針2　自立した行財政運営

1 効率的な行政組織の構築	① 行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。		●
	② 突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。		●
	③ ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。(P.8)	●	
2 多様な人材の育成と確保	① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。		●
	② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。		●
	③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。		●
	④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。		●
	⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。		●
3 財源の確保	① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。		●
	② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。		●
	③ 次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。		●
	④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。		●
	⑤ 農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。		●
4 歳出の抑制	① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。(P.10)	●	●
	② 扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。		●
	③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。		●
5 事業主体の見直し	① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。		●
	② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。		●
6 評価	① 第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。		●
	② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。		●
	③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。		●
	④ 市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。		●
	⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。		●

基本方針3　公共施設等の最適な配置

1 公共施設等の最適化	① 都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。		●
	② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。		●
	③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。		●
	38	6	33

資料７

議題３　行政経営改革実施計画策定の進め方について

１　計画策定の進め方について

【行政経営改革実施計画策定スケジュール】

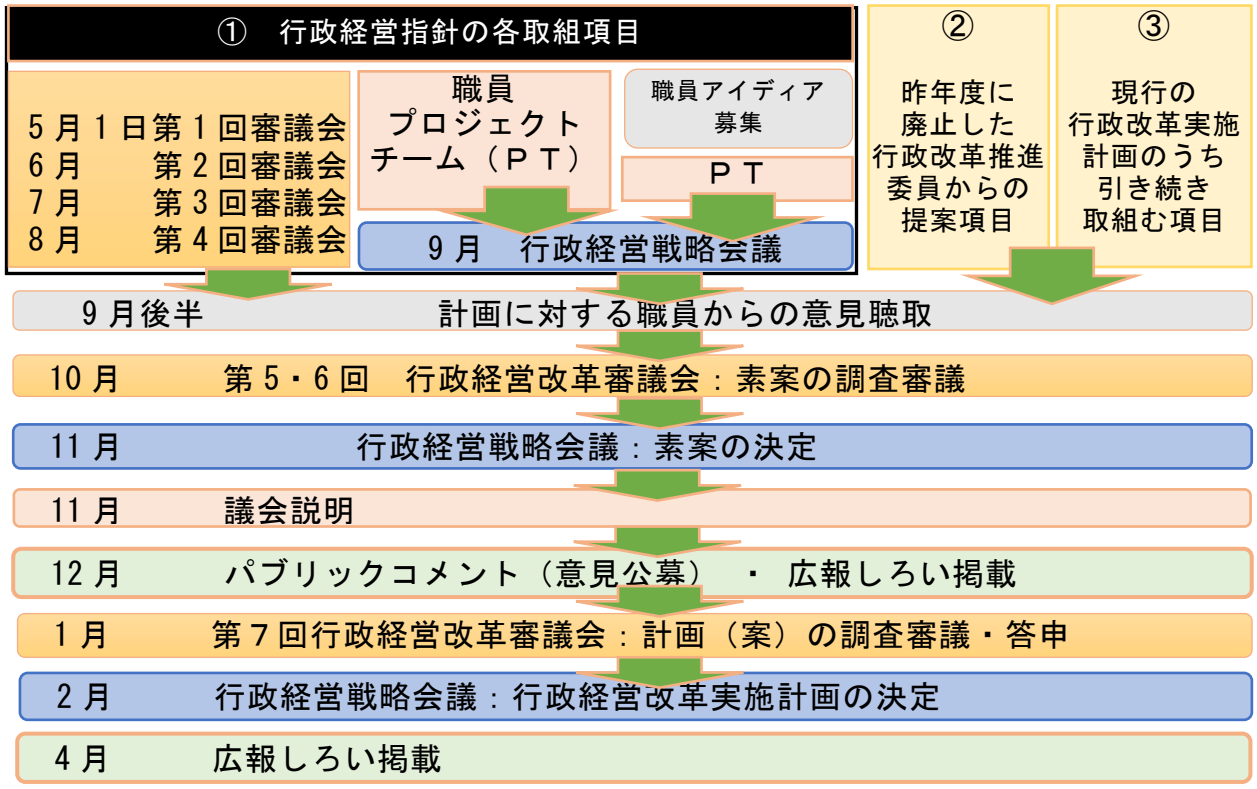

- 行政経営改革実施計画は、①行政経営指針の取組項目、②行政改革推進委員からの提案項目、③現行の行政改革実施計画のうち引き続き取り組む項目で構成します。
- 審議会は、①の行政経営指針の取組項目のうち、市民参加の充実、情報共有の徹底と可視化、効率的な行政組織の構築、歳出の抑制の項目の一部の分野について、学識経験者の視点や市民の視点をもとに具体的な計画案を検討します。（第２回～第４回会議）。なお、①の指針の取組項目のうち、審議会が検討する項目以外の項目は、市（職員プロジェクトチーム）が調査・検討します。（資料６）
- 市は、①～③を取りまとめ、行政経営改革実施計画素案とし、審議会は、市長の諮問に基づき計画素案を調査審議します。（第５回、第６回会議）
- 審議会の審議結果を踏まえ、市は、計画素案を見直したうえで決定し、計画素案を市民に対して公表し、パブリックコメント（意見公募）を実施します。
- 市は、パブリックコメントの結果を踏まえ、計画素案を見直し、計画（案）にします。
- 市は、審議会に計画（案）を示し、審議会は、計画（案）について調査審議し、結果を市長に答申します。（第７回会議）
- 市は、審議会の答申を踏まえ、計画（案）を見直し、計画として決定します。

資料８

参考資料：計画書のイメージ

基本方針２　自立した行財政運営

（4）　歳出の抑制

①　事業の見直し、統廃合、民間委託や協働などの推進・効率化

整理番号	2－（4）－①－イ	項目名	広報しろい作成委託	所管課	しろいの魅力発信課
現在の取り組み	広報しろい作成作業である記事の作成、編集、校正、印刷のうち、記事の作成、編集、一般的な校正を市職員が行い、専門的な校正と印刷作業を民間事業者に委託している。				
今後の取り組み	広報しろい作成作業のうち、記事の作成以外の作業を民間事業者に一括して委託する。				
目的	● 広報しろい発行に要する歳出を削減する。 ● 広報しろいを見やすくする。				
完了目標時期	平成 31 年度				

実施内容	実施スケジュール		
	平成 30 年度	平成 31 年度	
広報しろいの編集方針決定	→		
委託内容の検討	→ →		
委託の実施		→ →	

	目標	実績
平成30年度	0 円	0 円
		・広報しろい編集方針を策定した。 ・委託内容を決定した。 ・入札を行い、委託事業者を決定した。 委託事業者　●●印刷
平成31年度	2,000,000 円	3,000,000 円
	人件費と委託費の合計（H29）26,000,000 円（A） 人件費と委託費の合計（H31）24,000,000 円（B） 目標額（A-C）2,000,000 円 H29　人件費（3 人）21,000,000 円 委託費 5,000,000 円 合計 26,000,000 円（A） H31　人件費（2 人）14,000,000 円 委託費 10,000,000 円 合計 24,000,000 円（B）	人件費と委託費の合計（H29）26,000,000 円（A） 人件費と委託費の合計（H31）23,000,000 円（C） 目標額（A-C）3,000,000 円 H31　人件費（2 人）14,000,000 円 委託費 9,000,000 円 合　計 23,000,000 円（C） ・印刷委託を平成 31 年 4 月 15 日号から開始した。 ・記事作成以外の作成作業の全面委託を平成 31 年 5 月 15 日号から実施した。 ・広報作成担当職員を 1 人削減した。
平成32年度	－ 円	－ 円
合　計	2,000,000 円	3,000,000 円

資料9

議題４　会議の開催スケジュールについて

日程について

- 会議は、1 回当たり 2 時間。平日の日中又は夜間 18 時 30 分からとし、原則全ての委員の都合の良い日とする。
- 第 2 回から第 4 回は、資料の作成や委員それぞれが検討する時間が必要なため、各回の開催期間に一月程度の間隔がある方が良い。なお、第 4 回審議会が、8 月中に終わる日程とする。
- 第 5 回、第 6 回は、同じ議題について継続して議論するため、開催日程は、10 月中の近い日程が良い。

【会議開催日程（案）】

会議	時期（案）	内　容
第 2 回	6 月上旬	市民参加の充実、情報共有の徹底と可視化、効率的な行政組織の構築、歳出の抑制の項目の一部の内容検討
第 3 回	7 月上旬	市民参加の充実、情報共有の徹底と可視化、効率的な行政組織の構築、歳出の抑制の項目の一部の計画案の検討
第 4 回	8 月上旬	市民参加の充実、情報共有の徹底と可視化、効率的な行政組織の構築、歳出の抑制の項目の一部の計画案の決定
第 5 回	10 月	行政経営改革実施計画 素案の調査審議（1）
第 6 回	10 月	行政経営改革実施計画 素案の調査審議（2）
第 7 回	1 月	実施計画案の決定・答申　※日程は第 6 回会議で決定
第 8 回	3 月	評価方法の検討・決定　※日程は第 6 回会議で決定